

精神障害者施策の充実にに向けた取り組みについて（ピアサポーター活躍支援）

1. 主旨

精神障害者施策の充実について、区では、国の補助事業である「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築推進事業（以下「構築推進事業」という。）」を活用して、平成30年度から順次取組みを進めてきた。

区の精神障害者ピアサポーター（以下、「ピアサポーター」という。）施策については、令和2年度から精神科病院長期入院者に対する支援や、こころの電話相談での任用、区独自のピア養成研修を開始したところ、精神障害者支援の専門職（精神保健福祉士等）とピアサポーターがチームを組んだ方法による支援が、当事者支援に効果を上げる事例が出ており、その活躍を広げる重要性が増している。

このたび、精神障害の当事者支援に効果的な役割を果たすことが可能なピアサポーターの活躍支援を拡充し、「住み慣れた地域で支えあう」地域共生社会を推進するため、令和4年度より、精神障害者の社会参加支援事業として「ピアサポーター登録・派遣事業」を実施し、加えて、地域における重層的な支援体制を確保するため「ピアサポート活動団体支援」を行う。

2. 現状と課題

（現状）ピアサポート活動 : こころの電話相談（区）、長期入院者訪問支援事業（区）
相談や日中活動スタッフ（民間）

ピアサポート養成研修：入門編・基礎編の修了者23人（令和2年度）

（1）ピアサポート活動に関する動向

- ・国の令和3年度障害福祉サービス等報酬改定により、相談支援事業者等が障害者ピアサポート研修を修了した者を配置する場合のピアサポート体制加算が新設された。ピアサポーターの配置を希望する事業者はあるものの、ピアサポーターと協働するための知識や経験を持っていないことや、サポート体制を組むことの難しさなどから、現時点で加算を届け出た事業者はない。
- ・また、国の「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムに係る検討会（令和3年3月）」では、精神障害者施策を中心としたピアサポーターの有効性と活動環境の整備、ピアサポーターの活動機会や場の創設に取り組む必要性が示された。
- ・区の「世田谷区精神障害者等支援連絡協議会」に設置されたピアサポート活動ワーキンググループでは、精神障害者の個々の経験や心身の状況等に応じたピアサポート活動の必要性や、当事者が尊重される社会の実現に向けて当事者自身が参加することの

重要性等について意見が出されている。

(2) ピアサポーターとチームを組んだ支援

- ・区では、令和2年度よりピアサポーターによる精神科病院長期入院者への支援を開始しており、コロナ禍の影響で退院まで至った事例は出ていないものの、ピアサポーターからの言葉だからこそ気持ちが伝わり心身の状態が安定する事例が出ている。
- ・一方、精神障害者保健福祉手帳所持者や自立支援医療（精神通院）利用者が年々増加していることに加え、コロナ禍による先行きが不透明な社会状況で、地域障害者相談支援センター“ぽーと”の相談件数は1.4倍になり、心身の状態が不安定になっている方への寄り添い支援が増えているなか、専門職とピアサポーターがチームを組んだ支援の必要性が高まっている。

(3) 重層的な支援体制

- ・令和2年度に区が実施した「ひきこもり実態把握調査」によると社会的関係から離れて「ひきこもり状態」にある方の5～6割弱に何らかの精神障害やその疑いがあると言われており、当事者の特性等に応じた居場所の展開・拡充、ピアサポート活動の支援などが検討課題となっている。
- ・今後、ひきこもり状態にある方を含め精神障害やその疑いがある方の安定した地域生活を支援するためには、そうした経験を持つピアサポーターを含む交流の場を作るなど重層的な支援体制を確保する必要がある。また、ひきこもり状態にある方の支援については、生活困窮者支援や若者支援などの関係機関と必要な連携を図っていく。

3. 令和4年度に取り組む事業の概要

精神障害の当事者が、自身の障害や病気の経験を生かし大切にしながら、精神障害の当事者支援に効果的な役割を果たすことが可能なピアサポーターの活躍支援を拡充し、「住み慣れた地域で支えあう」地域共生社会を推進するため、令和4年度より以下の事業に取り組む。

ピアサポーター登録・派遣事業	ピアサポーターを養成する段階からの支援者との顔の見える関係づくりや個々に応じたピアサポート活動の体験、活動先・派遣先とのマッチング、活動後のフォローアップなど、ピアサポーター活躍支援に求められる機能をトータルで提供
ピアサポート活動団体支援	ピアサポート活動を行う団体に対して開設準備や活動経費の補助を行い、地域においてピアサポート活動を自主的に行う団体の活動を促進

(1) ピアサポーター登録・派遣事業

①位置づける機能

ア) ピアサポーター養成研修の実施・拡充

- ・主に精神疾患・障害を経験している当事者等を対象として開始したピアサポーター

養成研修《基礎編》に、令和4年度から《専門編》を加える。(各回15人程度の参加を想定)

- ・また、ピアサポーターと協働する団体や支援者を対象として、ピアサポーターとチームを組んで活動する心構えや必要な知識等を習得するための研修を実施する。

内容	現状	4年度	5年度	6年度
ピアサポーター養成研修《基礎編》	実施		実施	
ピアサポーター養成研修《専門編》		実施(新)		実施
団体や支援者向け研修			実施(新)	実施

イ) ピアサポーター登録・派遣・フォロー

- ・ピアサポーター養成研修修了者を登録し、ピアサポート活動や精神障害者雇用に関心のある団体や事業者に対して、ピアサポーターを派遣する仕組みを構築する。具体的な派遣先として、精神障害者支援を行う事業所に加えて、交流の場となる居場所活動やひきこもりへの対応も行う多様なバリエーションの活動を募り、内容に適したピアサポーターを派遣する。また、精神障害に対する差別解消や理解促進に向けた研修・講座における当事者講師としての派遣についても、関係機関と協力して行っていく。
- ・ピアサポーター派遣は、養成研修修了者がピアサポート活動を継続するための実習の場とするほか、派遣先とのマッチングの機会としても活用する。なお、本事業では相談支援事業者等への就労支援は行わず、必要に応じて就労関係機関と連携する。
- ・派遣にあたり、ピアサポーターのメンタル面のサポートや体調面での配慮を行うため、原則としてフォロースタッフが派遣先に同行し活動の振り返りや活動前後の気持ちのフォロー等を行う。

内容	現状	4年度	5年度	6年度
ピアサポーター登録人数	—	7人	10人	15人
ピアサポーター派遣回数	—	70回	240回	360回

* 想定されるピアサポーターの派遣先

相談支援事業所(48か所)、地域障害者相談支援センター“ぽーと”、就労継続支援B型事業所等の障害者日中活動施設(38か所)、緊急介護人、区職員研修や学校関係、不動産団体向け各種研修講師等

②ピアサポーター登録・派遣を行う事業者の選定

令和4年下期の事業開始に向けて、令和4年6月頃にプロポーザル方式による事業者選定を行う。

(2) ピアサポート活動団体支援

- ・既存事業である「世田谷区精神障害者ケア事業補助」を見直し、ピアサポート活動を行う団体に対して開設準備や活動費の補助を行い、地域においてピアサポート活動を自主的に行う団体の活動を促進する。
- ・この「ピアサポート活動団体支援」は、令和4年度から3年間の試行事業とし、団体の育成支援を目的として、区の地域保健福祉等推進基金を活用する。4年目以降については、ピアサポート活動の広がりや団体活動状況、補助による効果等を検証したうえで継続について検討する。

○世田谷区精神障害者ケア事業補助の見直しについて

	現状	見直し後
対象事業	精神障害者の集うナイトケア、休日ケア	精神障害者やピアサポーター等が参加するグループ活動（オンライン含む）、その他居場所や交流の場となる活動 *時間帯や曜日は問わない
補助内容	・開設準備費：25,000円上限 ・人件費：1日2,460円、年間639,600円上限	・開設準備費：変更なし ・活動費：1回12,000円（年間24回上限）

4. 概算経費

12,238千円 【特財】9,544千円 【一財】2,694千円
 国・都（重層的支援体制整備事業補助） 3/4
 地域保健福祉等推進基金 10/10 *調整中

<内訳>

ピアサポーター登録・派遣事業 10,773千円
 事業費、フォロースタッフ人件費、ピアサポーター派遣報償費等
 ピアサポート活動団体支援 1,465千円
 開設準備経費・活動費 5団体分

5. 今後のスケジュール

令和4年 6月 ピアサポーター登録・派遣事業事業者選定
 8月 ピアサポート活動団体募集
 10月～ ピアサポーター登録・派遣事業開始
 ピアサポート活動団体支援開始

6. その他

- ・ピアサポーター活躍支援の拡充については、取組状況を世田谷区精神障害者等支援

連絡協議会に報告し、必要な機能等について意見をいただきながら進めていく。

- 国の構築推進事業メニューにある「家族支援」のためのレスパイト機能の整備や、病院退院前の生活体験機能の整備については、家族会や精神障害者等支援連絡協議会からご意見をいただきながら、令和5年度以降に取り組みを進める。

(参考)

• ピア (peer) とは

日本語では「同じ立場にある仲間」という意味。ピアサポートは、同じ立場や課題を経験してきたことを活かして、仲間として支え合うこととされている。ピアサポートの有効性を活かす実践をしている者をピアサポーターと呼んでいる。

• ピアサポートの主な効果

精神障害者にとってのピアサポートは、主に以下の3つの効果がある。

- ①共感性 「同じ様な生き辛さの経験」を認め合うことの出来る共有感覚
- ②安心感 「理解してもらえる人がいる」「信じられる人がいる」ことの安心感
- ③希望 「自分もなりたい。」「自分にも出来るかも。」と思える希望 (ロールモデル)

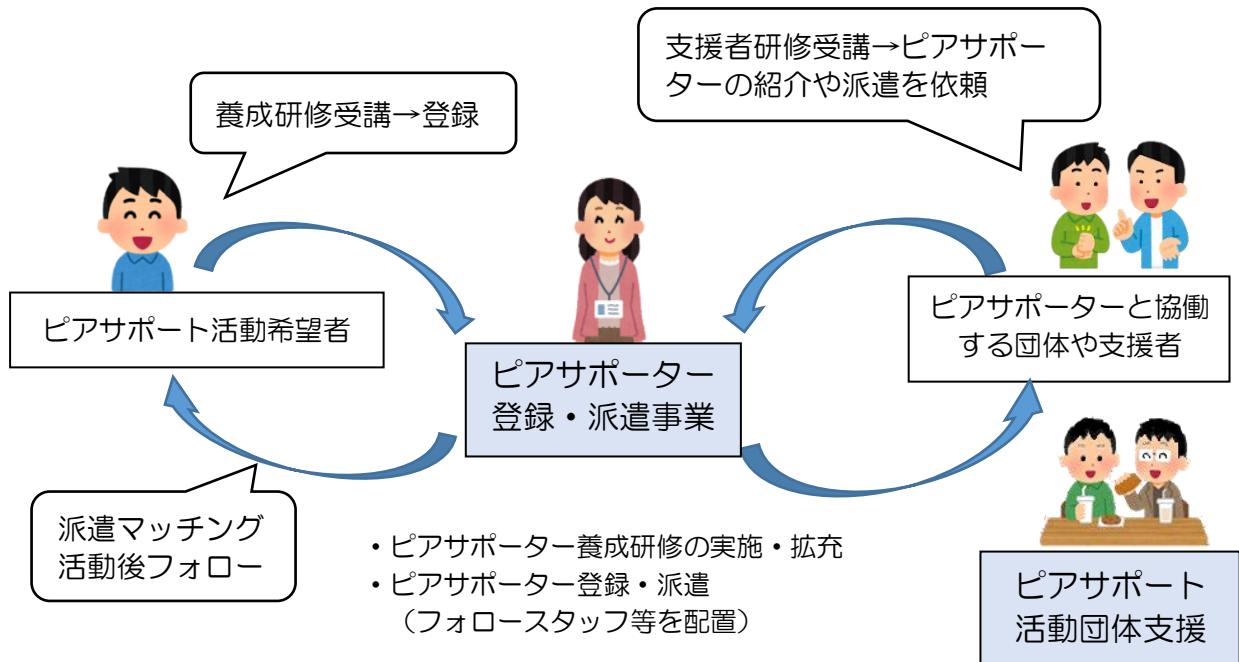
また、ピアサポーター自身にも活動を続けるためのセルフケアや自己価値認知、共生社会への貢献などエンパワメントの効果がある。

出典「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムに係る検討会報告書(令和3年3月)」

• ピアサポーターと精神保健福祉士との違い

精神保健福祉士は、保健福祉にかかる専門知識や技術により、精神障害がある方たちの相談や生活課題の解決にあたる者であり、精神保健福祉法に基づいた国家資格。ピアサポーターは専門的な助言ではなく、同じ経験をした者ならではの言葉や、情緒も含めた理解に基づく共感性により障害当事者に寄り添うことができるのが特徴。

<イメージ図>



自身の障害や病気の経験を生かし大切にしながら活動する機会・活動 (ピアサポート活動)

- 同じく障害や疾病がある仲間に対する活動
- 地域、広く区民への啓発、理解促進



当事者が社会参加する機会の拡充

活動内容や頻度等に優劣はなく、どの活動も社会にとって等しく価値があり、尊重される。個々の経験や心身の状況、強み、希望に応じて、当事者本人が様々な社会参加の機会を選択できる地域社会の実現。

(別紙) 国の補助事業を活用した精神障害者施策の充実に向けた取り組み状況

国の構築推進事業メニュー	事業概要(「 」内は区の事業名)	年度				
		H30	R1	R2	R3	R4以降
保健・医療・福祉による協議の場	・「世田谷区精神障害者等支援連絡協議会」 関係機関の連携強化と精神障害者施策の充実等に向けた協議の場を設置					→
アウトリーチ支援に係る事業	・「多職種チームによる訪問支援事業」 アウトリーチ支援の実施が有効であると判断した対象者に、多職種による訪問支援を行い、支援対象者及び家族等の状態に応じて必要な支援を提供					→
措置入院者及び緊急措置入院者の退院後の医療等の継続に係る事業	・東京都がとりまとめた「東京都版措置入院者退院後支援ガイドライン」を踏まえ、措置入院患者の社会復帰促進、自立と社会経済活動への参加促進に必要な医療等の包括的な支援をするための退院後支援計画の作成と支援の継続 (支援計画作成は多職種チームが対応)					→
障害者等の相談支援体制の強化	・「地域障害者相談支援センターの体制強化」 5地域に設置している地域障害者相談支援センター”ぽーと”の人員増、精神保健福祉士の配置					→
当事者や家族が相談したいときに相談できる体制の構築	・「こころの相談機能の整備」 平日の8時半から17時までに限らず、土日や夜間も含めて相談できる体制を段階的に構築					→
普及啓発に係る事業	・精神障害や精神疾患等の理解、差別・偏見の解消をめざし、保健所及び5地域で行っている講演会やシンポジウム等の正しい知識の普及啓発事業を、「こころの相談機能の整備」として、保健センターへ一部委託し実施	-----	区実施		保健センターで一部実施	→
入院患者の地域移行事業	・「精神科病院長期入院者訪問支援事業」 精神科病院に向けたアンケート調査により把握した情報に基づき、長期入院している区民の訪問支援事業を実施					→
住まいの確保支援に関する事業	・ぽーと定期訪問。地域の見守る体制を強化し、定期的訪問・支援により必要に応じて保健・医療の支援機関に繋ぐ。障害者が居住する賃貸物件オーナーの不安を軽減し、入居の促進と住まいの確保支援を促進					→
ピアサポーターの活用に関する事業	・区補助事業として実施している夜間休日電話相談（専門・ピア相談）と相談員養成を保健センターの「こころの相談機能の整備」への組み入れ及び段階的な相談事業の拡充を通じたピアサポーターの活躍の場（ピア相談等）の拡大 ・「精神科病院への長期入院者の訪問支援事業」において、長期入院者の退院への動機づけ支援をピアサポーターにより実施					→